

令和7年度（後期）

日本学生支援機構給付奨学生在学採用募集のお知らせ

日本学生支援機構より令和7年度（後期）給付奨学生在学採用募集の案内が参りました。後期から新規で授業料免除及び奨学金の給付を希望する学生は以下のフォームから学年・クラス・名前・メールアドレス等必要事項を入力してください。

なお、**令和7年度より多子世帯（生計維持者の扶養する子どもが3人以上いる世帯）への支援が拡充され、所得制限なく授業料が無償となります。**多子世帯に該当し、授業料の減免を希望される方も、必ずこちらから申請ください。

【対象者】 4年生以上 ※既に採用されている学生の申請は不要です。

【申請方法】

1. 申請フォームに必要事項を入力してください。

<https://forms.office.com/r/2mumXFJhvV>

【フォーム登録期間】 令和7年10月9日（木）

（令和7年度後期）日本学生支援機構給付奨学生在学採用希望者登録フォーム



2. 申請に必要な書類を学生課窓口でお渡ししますので、
期限までに提出してください

【申請書類提出期限】 令和7年10月10日（金）

★上記の期限までに申請が間に合わなかった場合★

10月31日（金）までは申請を随時受け付けますので、お早めにご相談ください。

【注意点】

① 採用された場合、採用された支援区分に応じて授業料も減額されます。なお、結果が出るまで授業料が徴収猶予となります。

ただし、10月10日（金）までに申請が間に合わなかった場合、授業料はいったんお引落しとなり、免除確定後に返金対応いたします。その際の振込手数料は保護者負担となりますので、必ずお早めのご相談をお願いいたします。

② 給付奨学金は申請せず、授業料減免制度のみ申請希望の方は学生支援係までご連絡ください。

③ 制度の詳細は日本学生支援機構ホームページ（給付奨学金）、文部科学省ホームページ（高等教育の修学支援制度（授業料減免制度））を参照ください。

④ 前期で不採用となった場合でも、後期で再度申込すれば採用される場合があります。申請を希望される方はこの案内に従って申請ください。

日本学生支援機構ホームページ（給付奨学金）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/index.html>

文部科学省ホームページ（高等教育の修学支援制度（授業料減免制度））

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

〈本件連絡先〉

〒193-0997

東京都八王子市櫛田町1 2 2 0 - 2

東京工業高等専門学校 学生課 学生支援係

TEL：042-668-5327

Mail：gakusei@tokyo-ct.ac.jp

給付奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q 日本学生支援機構に給付奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？

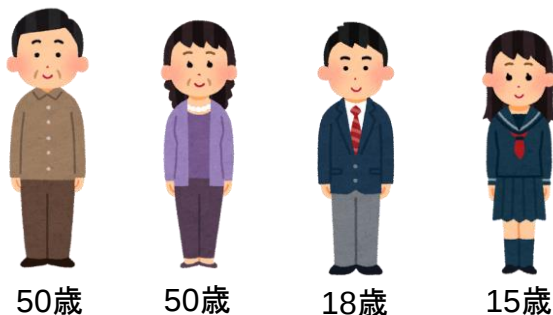
A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込みれば採用される可能性があります。

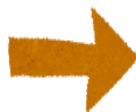
2025年4月の申込みでは2023年の収入に基づく住民税情報、2025年秋の申込みでは2024年の収入に基づく住民税情報により判定されます。

（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）

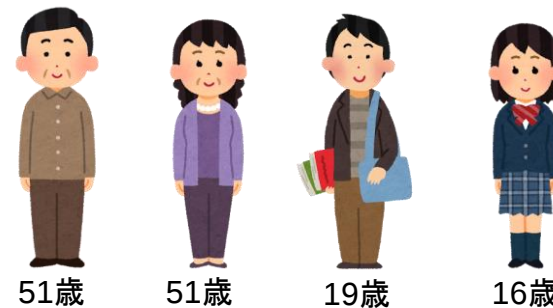
例えば・・・



2023年中の世帯収入400万円で
2024年の予約採用で申込み



給付奨学金の
家計基準を満たしません



2024年中の世帯収入370万円で
2025年秋の在学採用で申込み



給付奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・



（住民税情報は
2025年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化した場合、次の年の秋に申し込みれば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「**進学資金シミュレーター**」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。